

広報 ざま



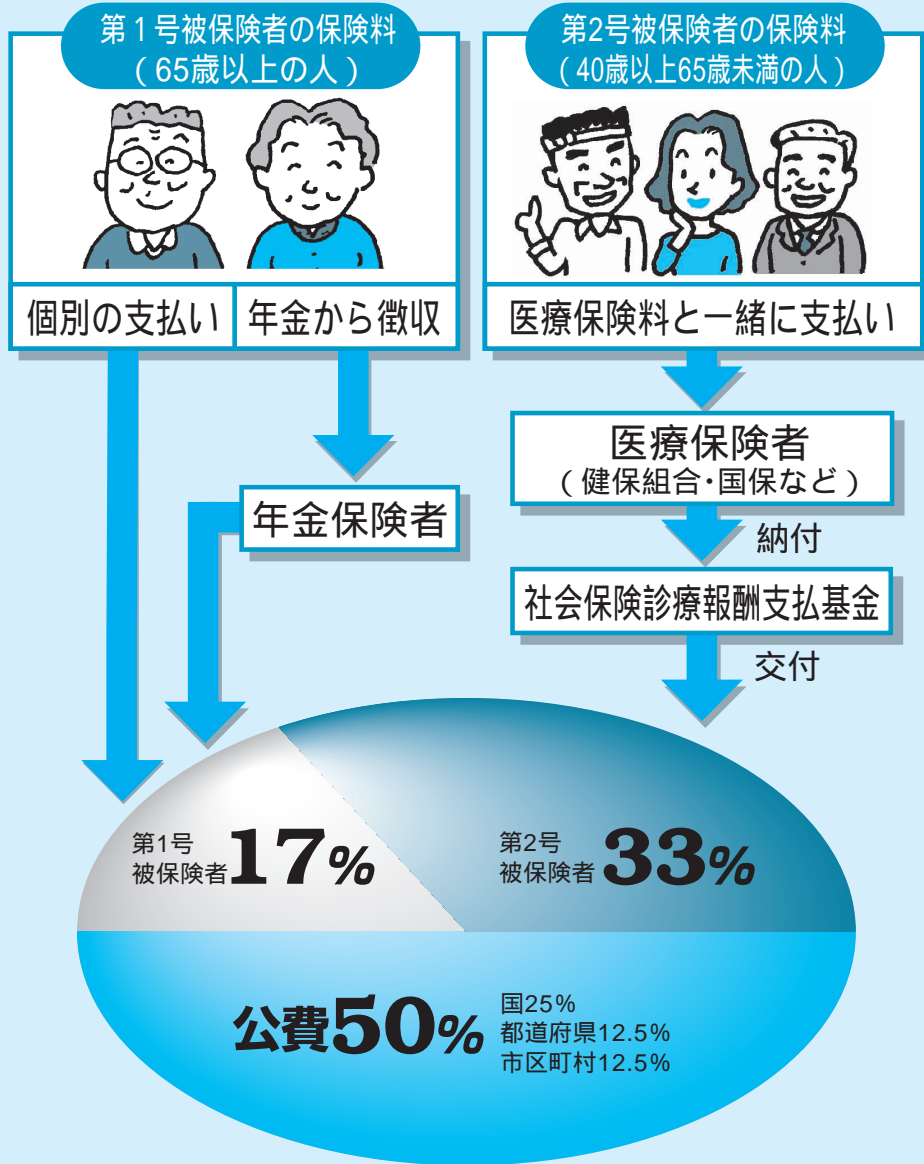
(シンボルマーク)

3月1日現在の人口・世帯数
125,217人・48,781世帯

編集・発行 / 座間市企画部市民情報課
〒228-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1 ☎046(255)111(代)
ホームページアドレス URL=http://web.infoweb.ne.jp/city-zama/

ZAMA PUBLIC INFORMATION

介護保険の財源



みんなが支え合おう!

「介護保険制度が

いよいよスタート

高齢化が進むとともに、虚弱や長期の寝たきり状態、痴ほうなどになって、支援や介護を必要とする高齢者が急速に増えています。その一方で高齢者を支える若い人たちの数が減り、介護者も高齢化するなど高齢者介護の問題は、老後の大きな不安要因となっています。こうしたことから、介護を社会全体で支えていくため、四月一日から「介護保険制度」がスタートしました。

今回は、この介護保険制度の保険料などを一側面、介護保険制度の概要と制度開始に伴う保健福祉サービスなどを四・五面で紹介します。

担当 高齢対策課 ☎046(252)7538
FAX 046(252)8283

65歳以上の方第1号被保険者の保険料基準額は月額2,849円

介護保険制度における介護サービスの給付に必要な費用は、半分を公費(国、都道府県、市区町村からの負担金)で、残りの半分を皆さんの保険料で賄います。

介護保険に加入するのは、六十五歳以上の方(第一号被保険者)と四十歳以上六十五歳未満の医療保険に加入している方(第二号被保険者)ですが、このほど座間市にお住まいの第一号被保険者が支払う保険料の基準額が、月額二千八百四十九円に決定しました。実際の保険料は、この基準額を基にそれぞれの所得段階に応じた額(下表参照)を納めていただくこととなります。

40歳以上65歳未満の方(第2号被保険者)の保険料は?

第二号被保険者の保険料は、医療保険各法の定めに基づき算定されます。健康保険に加入している方は、給料により保険料が異なります。保険料は原則として半額を事業主が負担し、医療保険料と合わせて健康保険料として四月から徴収されます。

国民健康保険に加入している方は、所得、資産などによって金額が異なります。算定された額から国の負担額を控除し、残りの部分を各加入者が負担します。世帯に四十歳以上六十五歳未満の被保険者がいる場合、世帯主が医療分と合わせて、国民健康保険税として六月から納めていただきます。

65歳以上の方の保険料納付は10月から

六十五歳以上(第一号被保険者)の方の保険料は、国の特別対策によって四月から九月までは徴収されません。十月から納めていただきますが、一年間は二分の一になります。したがって平成十

第1号被保険者の保険料の決まり方

(10円未満端数切り捨て)

段階	条件	負担割合	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者および生活保護受給者	基準額 × 0.50	17,090円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	基準額 × 0.75	25,640円
第3段階	本人が住民税非課税(世帯に課税者がいる)	基準額 × 1.00	34,180円
第4段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満	基準額 × 1.25	42,730円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上	基準額 × 1.50	51,280円

基準額は年額34,188円(月額2,849円×12カ月)です。

利用者負担は費用の1割です

介護サービスを利用する際には、サービス提供機関に費用の1割を支払っていただきます。また、施設でのサービスを利用する場合の食費も負担していただくこととなります。

なお、一割の利用者負担が著しく高額になった場合は、上限額を超えた分について、申請により後で市から支給されます(高額介護サービス費)。所得の低い方には、低い上限額を設定し、負担が重くなりすぎないように配慮することとされています。

二年度の保険料の年額は、通常の四分の一になります。

納付方法は、年金の受給額が年額十八万円以上(月額一万五千元以上)の方は、年金から天引きされます(特別徴収)。また、年金の受給額が年額十八万円未満(月額一万五千元未満)の方は、市からお送りする納付書または口座振替で納めていただきます(普通徴収)。

春の全国交通安全運動

期間 4月6日～15日



スローガン

「交通安全は 一人ひとりの 心がけ」
「新入学(園)児を交通事故から守ろう」

重点項目

- 「新入学(園)児を中心とした子どもの交通事故防止」
- 「高齢者の交通事故防止」
- 「チャイルドシートとシートベルトの着用の徹底」
- 「自転車・二輪車の交通事故防止」
- 「飲酒運転の追放」

市交通安全対策協議会

4月1日からチャイルドシート着用が義務付けられました

道路交通法の一部改正により、4月1日から、6歳未満の乳幼児を自動車に乗せる場合は、幼児用補助装置(チャイルドシート)の使用が義務付けられました。

市では、市交通安全協会に補助金を支出し、ベビーシート(おおむね10カ月までの乳児用)を無料で貸し出ししています。

予約状況によりお待ちいただくことがあります。詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当 市交通安全協会

☎046(255)1111内線3904

便利で忘れない!!

市税などの納付は口座振替で

4月から郵便局でも市税などの口座振替ができません。市では、市税などを銀行などの窓口や市役所に直接出向いて納める必要がない、便利で安全な口座振替制度をお勧めしています。四月からは、新たに郵便局でも口座振替が利用できるようになり、一層便利になりました。

なお、口座振替ができる市税など(種目によっては年度の途中から口座振替を開始するものがあります)については下表のとおりです。どうぞご利用ください。

水道料金・下水道使用料は、従前から郵便局で口座振替を取り扱っていますので、引き続きご利用ください。

口座振替の申し込みは簡単
預(貯)金通帳および通帳印を取扱金融機関または郵便局に持参の上、備え付けてある「座間市口座振替申し込み紙」で申し込みをしてください(申し込み済の金融機関などが市外にある場合は、あらかじめ申し込み用紙を、各担当または市役所出張所に請求してください)。

なお、口座振替の開始日は、原則として申込日から一月経過した後、最初に到来する納期限ですが、希望される開始日(申込日から一月経過以降の納期限日)が明記されている場合は、その日とします。ただし、郵便局の場合は、審査に日数を要しますので申込日から二月経過以降の納期限日を記載してください。詳しくは、各担当へお問い合わせください。

振替種目と振替日一覧

税目等	納期限																						
	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	12/25	1/31	2/28	3/31											
固定資産税・都市計画税	1期			2期			3期			4期													
個人市県民税	1期			2期			3期			4期													
軽自動車税	全期																						
国民健康保険税	1期		2期		3期		4期		5期		6期		7期		8期		9期		10期				
国民年金保険料	前納																						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
市営住宅使用料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
介護保険料												注3											
												5期	6期	7期	8期	9期	10期						
児童ホーム保護者負担金(児童ホーム保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期											
保育所保護者負担金(保育園保育料)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期											

注1 国民年金保険料については、4月30日が土曜・日曜日のときは、その前の金曜日が納期限です。
注2 市営住宅使用料の12月分の納期限については、金融機関などの1月最初の営業日です。
注3 介護保険料の納期については、平成12年度に限り10月から3月までの6期になります。
注4 児童ホーム・保育所保護者負担金については、平成12年度の1月(第10期)納期分からの予定です。

取扱金融機関等

- 《銀行》横浜・第一勧業・さくら・富士・あさひ・三和・住友・大和・東海・中央三井信託・静岡・スルガ・三菱信託・神奈川・静岡中央・八千代
- 《信用金庫》横浜・平塚・城南
- 《信用組合》厚木
- 《郵便局など》郵便局・さがみ農業協同組合・神奈川県労働金庫・神奈川県信用農業協同組合

問い合わせ先

- 固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税については
収納課 ☎046(252)8021
- 国民健康保険税については
国保年金課 ☎046(252)7003
- 国民年金保険料については
国保年金課 ☎046(252)7035
- 市営住宅使用料については
建築課 ☎046(252)7032
- 介護保険料については
高齢対策課 ☎046(252)7719
- 児童ホーム保護者負担金については
児童課 ☎046(252)7201
- 保育所保護者負担金については
児童課 ☎046(252)7202

わんぱく相撲座間場所を開催
五月の大風まつり会場で開催される「第十六回 わんぱく相撲座間場所」に出場する小学生を募集します。

この大会は、国技である相撲を通じて、子供たちが心身共に健やかに成長し、たくましく育つことを願っているものです。

なお、座間場所における四年から六年生までの学年別優勝者は、両国国技館で行われる全国大会に地区代表として出場することが出来ます。

とき 五月四日(木)午前九時競技開始

ところ 大風まつり会場内 特設土俵(座架依橋上流左岸)雨天の場合は、市立座間小学校体育館

主催 座間青年会議所

競技方法 学年別勝ち抜き戦

応募資格 市内および近郊に在住・在学の小学三年、六年生の男児

募集人員 百五十人(先着順)

応募方法 四月二十八日(金)までに、参加申込書に必要事項を記入の上、「わんぱく相撲座間場所事務局」

資源物分別収集カレンダー

4月～7月分 4月から7月までの資源物の収集日程はカレンダーのとおりです。

地区	火曜日地区				水曜日地区				木曜日地区				金曜日地区			
	カン・ビン	紙布	燃えない	燃えない	カン・ビン	紙布	燃えない	燃えない	カン・ビン	紙布	燃えない	燃えない	カン・ビン	紙布	燃えない	燃えない
座間、明王、四ツ谷、新田宿、入谷 (東建座間ハイツ、東建ニューハイツ、クレスト座間は除く)					相模が丘、広野台				立野台、相武台、緑ヶ丘、栗原、栗原中央、南栗原、西栗原、さがみ野、東建座間ハイツ、東建ニューハイツ、クレスト座間				東原、小松原、ひばりが丘、日産座間寮、日産栗原寮			
月	カン・ビン	紙布	燃えない	燃えない	カン・ビン	紙布	燃えない	燃えない	カン・ビン	紙布	燃えない	燃えない	カン・ビン	紙布	燃えない	燃えない
4月	4日	11日	18日	25日	5日	12日	19日	26日	6日	13日	20日	27日	7日	14日	21日	28日
5月	2日	9日	16日	23・30日	10日	17日	24日	31日	4日	11日	18日	25日	5日	12日	19日	26日
6月	6日	13日	20日	27日	7日	14日	21日	28日	1日	8日	15日	22・29日	2日	9日	16日	23・30日
7月	4日	11日	18日	25日	5日	12日	19日	26日	6日	13日	20日	27日	7日	14日	21日	28日

5月3日(水)は祝日のため、水曜日地区の「カン、ビン、ペットボトル」の収集をお休みします。

1 5月4日(木)は祝日ですが、木曜日地区の「カン、ビン、ペットボトル」を収集します。

2 5月5日(金)は祝日ですが、金曜日地区の「カン、ビン、ペットボトル」を収集します。

3 7月20日(木)は祝日ですが、木曜日地区の「カン、ビン、ペットボトル」を収集します。

ビン、ペットボトルのキャップは必ずし、プラスチックは燃えるごみ、アルミは燃えないごみに出してください。

雨の日に紙、布を出す場合は、濡れないように出してください。濡れると資源になりません。

資源物のごみは、収集日の日の出から朝8時30分までに集積所に出してください。処分場が満杯です。ごみの減量化、資源化にご協力をお願いします。

次回(8月～11月分)は、8月1日号で掲載する予定です。

担当 資源対策課 ☎046(252)7659

あて郵送またはファックス(郵送先住所およびファックス番号)は、参加申込書に記載)で応募

問い合わせ先 担当または

9(4)4(3)3(山田)へ

046(253)8415

同事務局 ☎090(3)20

青少年課

国勢調査にご協力を

調査員を募集します

国では、十月一日を基準日として、全国一斉に国勢調査を実施します。五年ごとに行われるこの調査は、大正九年に初めて実施されて以来、今回が十七回目となります。

調査期間 九月二十日(水)～十月九日(月)

報酬 五万円程度

国勢調査は、国内に居住するすべての方を調査の対象としていることから、本市でも、市内を九百九十九の調査区に分割して調査するという大規模なものとなります。また、調査結果については、各種計画の立案、行政施策の策定の基礎資料などに広く活用されるほか、県や市議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準、都市計画区域の指定などに当たっては、法令によって国勢調査の人口が用いられるなど、最も基本的で重要な調査として位置付けられています。

国勢調査は、国内に居住するすべての方を調査の対象としていることから、本市でも、市内を九百九十九の調査区に分割して調査するという大規模なものとなります。また、調査結果については、各種計画の立案、行政施策の策定の基礎資料などに広く活用されるほか、県や市議会の議員定数の決定、地方交付税の算定基準、都市計画区域の指定などに当たっては、法令によって国勢調査の人口が用いられるなど、最も基本的で重要な調査として位置付けられています。

ごみの減量化に

「電動式生ごみ処理機」と「生ごみ処理容器」の購入費補助金制度のご活用を

市では、家庭から出される生ごみの減量化対策として、電動式生ごみ処理機または生ごみ処理容器(コンポスト)を購入する世帯に、購入費の一部を補助しています。

電動式生ごみ処理機 購入費補助金制度

補助の対象者 処理機の管理ができる市内在住の方
補助の対象機器 補助の対象機器 材質が耐久性を備え、電力

申請方法 事前に電話で担当へ申し込
み後、処理機を購入していた
だき、必要書類を添えて担当
課窓口で申請手続き
すでに購入している処理機

補助の対象者 補助の対象者 補助の対象者
補助の対象者 補助の対象者
補助の対象者 補助の対象者

調査経験の有無(有る場合は調査名も記入)を明記の上、〒228-8566市役所企画政策課統計係あて郵送

お問い合わせは、補助の対象となりません。

平成12年度市民体育館スポーツ公開講座第1弾

第1回 シルバー元気塾 塾生を募集!

日ごろ、健康の保持・増進に心掛けたいけれども「運動の仕方が分からない」「続けることができない」と悩んでいませんか。

市民体育館では、シルバー世代の皆さんが、自分の体力に見合った手軽な運動を理解し、日常生活の中で習慣的、継続的に実践しながら健康を保持していただけるよう応援する講座「シルバー元気塾」を開催します。

ぜひ、皆さんのご参加をお待ちしています。

とき 5月9日、16日いずれも火曜日 午前10時～11時

ところ 市民体育館(スカイアリーナ座間)中体育室

内容 実技と解説、質疑応答
講師 自衛隊実践指導者 山口省さん

対象 60歳以上の方
定員 50人

受講料 500円(2日分)
持ち物 トレーニングウェア・シューズなど運動のできる服装、タオルなど

申込方法 4月5日(水)から受講料を添えて、午前10時～正午・午後1時～4時の間に直接担当へ(電話予約可)

担当 市民体育館 ☎046(255)0077

今月のロビーコンサート

お好きな曲はドリー?

とき 4月12日(水)午後0時20分～40分

ところ 市庁舎1階市民サロン

曲目 フォーレ作曲 組曲「ドリー」

演奏者 ピアノ連弾 須藤恒平・須藤裕美

環境通信10

雨水浸透施設の助成金額が増額になりました

市では、「座間市の地下水を保全する条例」に基づき、雨水を地下に浸透させ、地下水のかん養を促進する施設(雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、駐車場の浸透性アスファルト舗装)の設置に対する助成制度を設けていますが、4月から助成金額の一部を下記のとおり改定しました。

雨水は、地中の土を湿らせ植物をはぐくみ、また、地下に染み込む間に浄化され、一部が湧水となって清らかな水で川を潤します。さらに、本市では、市営水道の水源として地下水は貴重な資源となっています。

都市化の進む本市にあって、今後ともおいしい水道水が供給できるよう、地下水保全に皆さんのご協力をお願いします。

雨水浸透ます 1基当たり8,500円⇒12,500円

雨水浸透トレンチ 1メートル当たり4,300円⇒6,500円

担当 環境保全課 ☎046(252)7675

地域の話題

世界児童画展で 栗の実保育園が団体奨励賞

全国から三千五百二十九校(園)、約二十万点もの作品応募があった第三十回世界児童画展において、多数の優秀作品を応募した市内栗の実保育園が、団体賞では全国の最高位に当たる「文部大臣全国団体奨励賞」として全国の十校(園)の中に選ばれました。しかも、保育園としての人賞は同園が初めてだったことで、保育園の頂点に立ったという快挙に、同園は大喜びでした。

絵画・造形指導で同園を栄誉に導き、同展で五年連続「指導者賞」を受賞された吉川孝道さんは「これらの受賞が、信念を持って取り組んできた絵画・造形の指導を広く知ってもらおう良いきっかけとなれば」と目を輝かせていました。



事前担当窓口へ印鑑を持参の上、補助金等交付申請書に必要事項を記入して提出指定販売店

生ごみ処理機をすでに購入している場合や、市からの決定通知書を受け取る前に購入した場合は、補助の対象となりません。

生ごみ処理機をすでに購入している場合や、市からの決定通知書を受け取る前に購入した場合は、補助の対象となりません。

ご利用ください 「民間施設緑化事業」と「生け垣設置奨励金」

市では、市民の皆さんが健康に暮らせるよう良好な生活環境を保全するため、市内の緑化を積極的に推進しています。このため、公共施設の緑化ばかりでなく、民間の施設についても、駐車場の緑化に對して樹木を無料で配布する「民間施設緑化事業」、また、自己敷地内への生け垣設置に對して奨励金を交付する「生け垣設置奨励金」の制度

民間施設緑化事業 配布条件 ①事業対象となる面積が百五十平方メートル以上であること②駐車場を目的とする施設であること
配布内容 市が購入した樹木の苗木で、十万円を限度とします

奨励金額 一メートルにつき二千元(限度四万円)
手続き方法 所定の申請書により、担当へ

担当 公園緑地課
☎046(252)7221
FAX 046(255)3550

市では要介護認定の非該当者(自立)を支援していきます

介護保険制度が始まって、市の保健・福祉サービスがすべて介護保険サービスに移行するわけではありません。介護保険にないサービスについては、より充実した内容で引き続き継続していきます。また、要介護認定で非該当(自立)と判定された方に対して、新たに事業を実施することにより、継続事業と併せてサービスの充実を図っていきます。

保健サービスでは、介護を行う方に発生しやすい健康上の問題やその対処法などを含めた、介護を行う方を対象とした健康の保持・増進に関する正しい知識の普及を行う「介護保険家族の健康教育」を新たに実施していきます。

介護保険の非該当者に対する新規事業と虚弱高齢者などを対象とした継続事業の福祉サービスは次のとおりです。

福祉サービス(新規事業)

生活支援型訪問介護

日常生活を営むのに支障があるおおむね65歳以上の高齢者のいらっしゃる家庭を、ホームヘルパーが訪問し、適切な介護、家事援助、生活および身の上に関する相談・助言などを行うサービスです。

生活支援型デイサービス

日常生活を営むのに支障があり、生活支援が必要な高齢者を対象として、心身機能の維持向上を図っていくサービスで、デイサービスセンターの休日を利用して実施します。

生きがい対応型デイサービス

高齢者の生きがいづくりとして趣味活動、レクリエーション、介護予防教室、日常動作訓練、地域活動、野外活動などを市内の老人憩いの家を利用して実施します。

生活支援型短期入所

おおむね65歳以上の虚弱な高齢者を介護している方が、病気、事故、冠婚葬祭などの理由により、一時的に介護することができなくなった場合に、養護老人ホームなどで高齢者をお預かりして介護するサービスです。

緊急短期入所

おおむね65歳以上の寝たきりなど的高齢者を介護している方が、病気、事故、の寝たきりなどの冠婚葬祭などの理由により一時的に介護することができなくなった場合に、特別養護老人ホームなどで高齢者をお預かりして介護するサービスです。

ひとり暮らし等高齢者訪問

生活支援が必要な高齢者に対して、定期・不定期に訪問相談員が家庭訪問して、安否の確認を行うほか、さまざまな相談に応じることにより、不安解消や閉じこもりの防止を図るサービスです。

レスパイトサービス

生活支援が必要な高齢者などを介護している方が、買い物、学校行事への参加などの理由により、日中高齢者を独りにすることができないときに、総合福祉センターのレスパイトルームで高齢者を日中だけ一時的に預かるサービスです。現在建設中の総合福祉センターの整備に併せて平成13年度から実施します。



福祉サービス(継続事業)

養護老人ホーム入所措置

心身機能の減退などのために日常生活に支障があったり、住宅に困窮しているなどの理由から在宅での生活が困難な高齢者が入所して生活することができます。

移送サービス

寝たきりや身体の障害のため歩行の困難な方が、医療機関への通院や社会参加するときなどに、リフトバスで送迎を行うサービスです。現在は、リフトバス1台で運行していますが今後増車することにより、事業の充実を図っていきます。

配食サービス

おおむね65歳以上の独り暮らしの方やおおむね65歳以上の方で構成する世帯または身体に障害のある方などを対象に、食生活の維持向上を支援するとともに、健康保持、安否確認および孤独感の解消を図るため、毎週月曜から金曜日までの指定曜日(週4日以上)に夕食をお届けします。

寝具乾燥・丸洗いサービス

在宅の寝たきり高齢者および痴ほう性高齢者を対象に、寝具の乾燥・丸洗いをを行い、高齢者の健康および清潔の保持に役立てるとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

緊急通報システム

独り暮らしの老人や老夫婦世帯などに対して、急に体の具合が悪くなったときなどの緊急時における安全サービスとして、高齢者のお宅に緊急通報装置付きの電話機を設置し、ボタンを押すだけで市内の特別養護老人ホームに通報されます。

高齢者マッサージ等助成券支給

75歳以上の高齢者が、はり・灸・マッサージの診療を受けた場合、その費用の一部を助成します。

高齢者理髪・美容券支給

経済的・身体的理由により、理髪、美容の機会が乏しい65歳以上の独り暮らしの方や低所得の高齢者に対し、理髪券または美容券を交付して、費用の一部を助成します。

ねたきり高齢者等おむつ等給付

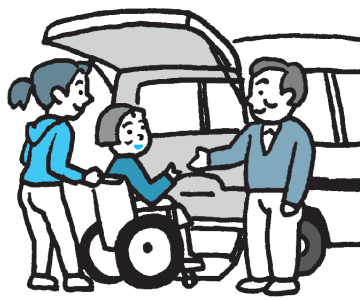
寝たきり高齢者や痴ほう性高齢者に対し、清潔の保持のために紙おむつなどを給付することにより、介護者の介護負担の軽減を図ります。

高齢者入浴券支給

家庭に浴槽のない70歳以上の方を対象に、市内などで営業している公衆浴場の入浴券を支給します。

介護者激励

寝たきりの高齢者などを介護している家族などを支援するために、1泊2日の介護者の集いを実施し、日ごろのご苦労を慰労するとともに、お互い励みとなるよう介護者同士の情報交換を行います。



訪問入浴介護
寝たきりなど介護が必要な方のご家庭に、入浴車が訪問して入浴の介助をするサービスです。

訪問看護
病気で療養している高齢者がいるご家庭に、看護婦などが訪問し、医師の指示の下に看護をします。

短期入所生活介護(ショートステイ)
寝たきりなどの介護が必要な方を、特別養護老人ホームで一週間程度お預かりするサービスです。

居宅療養管理指導
医師・歯科医師・薬剤師などがご家庭に訪問して、療養生活を送るために必要な指導を行うサービスです。

痴呆対応型共同生活介護(痴呆ほう性老人グループホーム)
軽・中度の痴呆ほう性高齢者が、共同して家庭生活を行うサービスです(対象は要介護者のみ)。

特定施設入所者生活介護
有料老人ホームなどにおける

介護老人保健施設
病状が安定していてもリハビリや看護、介護が必要な方が入所して、家庭復帰を図る施設です。

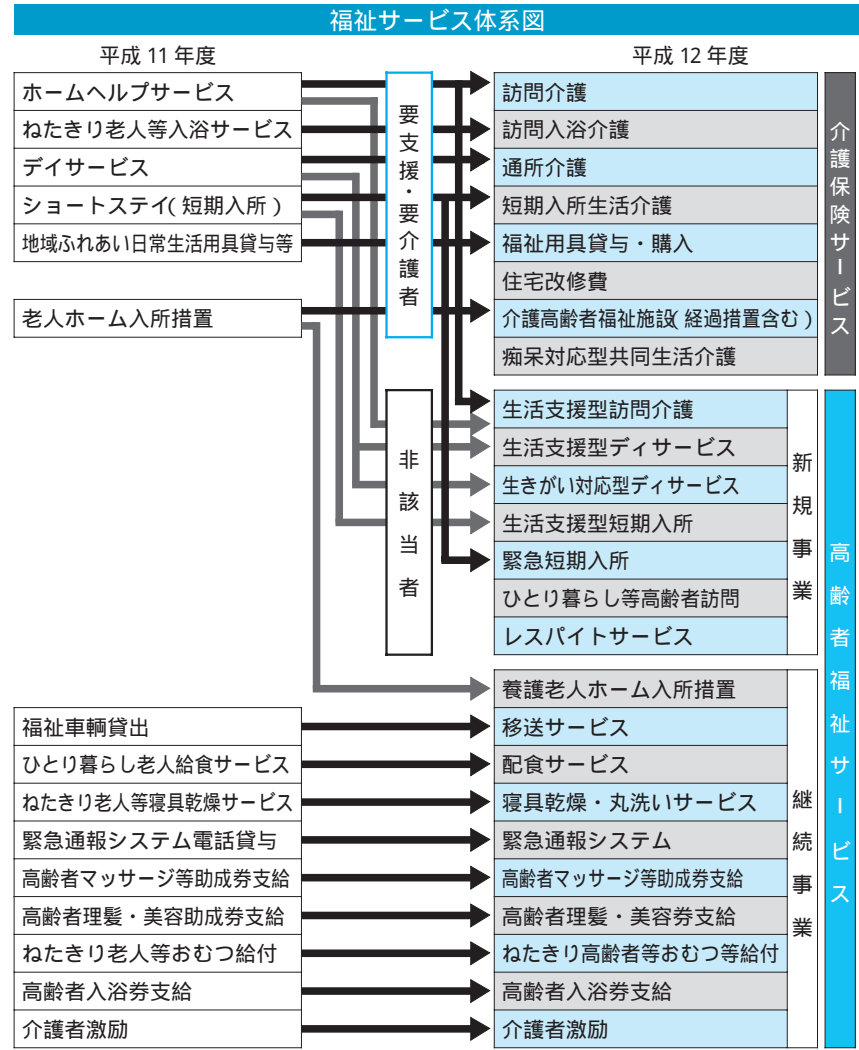
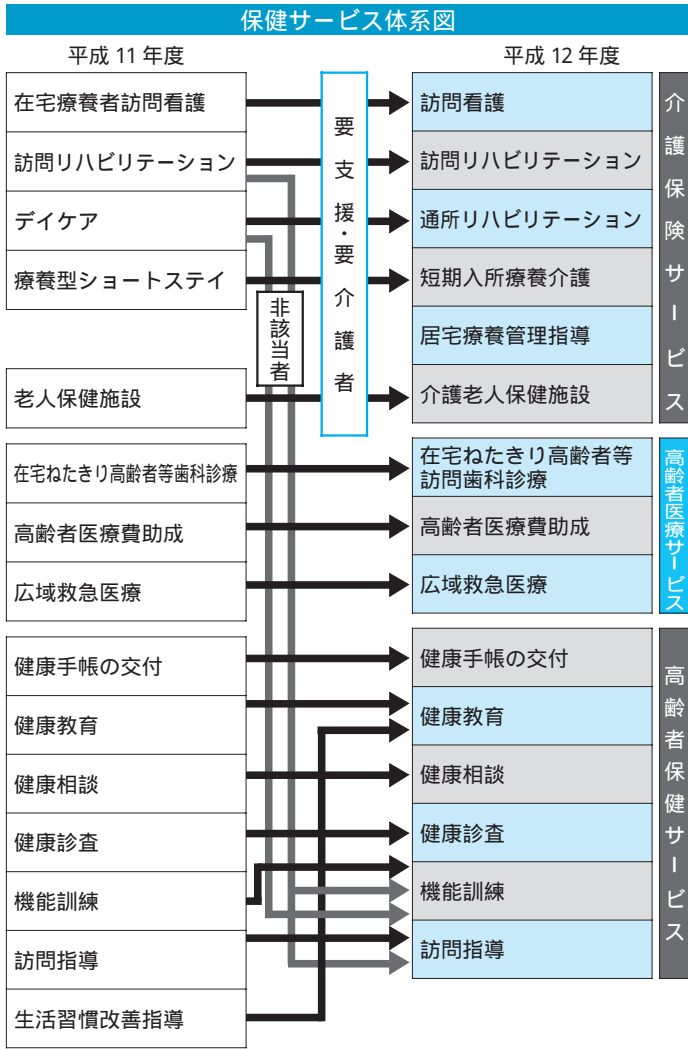
介護療養型医療施設
長期療養が必要な方に介護や医療行為を行う施設です。

の介護が困難な方が入所する施設です。

して、これは、六十歳以上の方と四十歳以上で障害のある方などを対象に、身近な地域で対象者、家族、地域住民が参加して手工芸、スポーツなどを通して社会参加を広げるとともに交流の場として、コミュニティセンターなど七カ所の公共機関を利用し

老後「すなわち、楽しく年を取るための備え」ではないでしょうか。

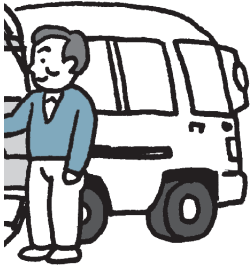
今月からは、小学校の空き教室など会場を新たに三カ所増やして計十カ所で行われることとなった機能訓練会「四十雀俱樂部」にあなとも参加してみませんか。



必要なら介護を より安心して 受け取るため

介護保険サービスではどんなサービスが利用できますか？

介護保険では、介護が必要になっても、できる限り住み慣れた自宅で自立した生活ができるよう、必要な福祉・医療サービスを総合的に受けられます。また、自宅での生活が難しくなれば、本人の希望により施設でのサービスも受



けることができます。サービスは次のように、「在宅サービス」と「施設サービス」に分けられます。

在宅サービス
訪問介護（ホームヘルプサービス）
寝たきりなど介護が必要な方のご家庭に訪問して、排泄などの身体介護や家事のお手伝いをするサービスです。

訪問入浴介護
寝たきりなど介護が必要な方のご家庭に、入浴車が訪問して入浴や食事などを提供するサービスです。

通所介護（デイサービス）
日中、介護が必要な高齢者をデイサービスセンターなどでお預かりし、入浴や食事などを提供するサービスです。

通所介護（デイケア）
病院や老人保健施設に通ってリハビリテーションを行うサービスです。

福祉用具貸与
寝たきりなどの介護が必要で、ご自宅に福祉用具（ベッド、トイレ、入浴器など）を貸与するサービスです。

訪問介護（ホームヘルプサービス）
寝たきりなど介護が必要な方のご家庭に訪問して、排泄などの身体介護や家事のお手伝いをするサービスです。

訪問入浴介護
寝たきりなど介護が必要な方のご家庭に、入浴車が訪問して入浴や食事などを提供するサービスです。

通所介護（デイサービス）
日中、介護が必要な高齢者をデイサービスセンターなどでお預かりし、入浴や食事などを提供するサービスです。

通所介護（デイケア）
病院や老人保健施設に通ってリハビリテーションを行うサービスです。

福祉用具貸与
寝たきりなどの介護が必要で、ご自宅に福祉用具（ベッド、トイレ、入浴器など）を貸与するサービスです。

在宅サービス
訪問介護（ホームヘルプサービス）
寝たきりなど介護が必要な方のご家庭に訪問して、排泄などの身体介護や家事のお手伝いをするサービスです。

訪問入浴介護
寝たきりなど介護が必要な方のご家庭に、入浴車が訪問して入浴や食事などを提供するサービスです。

通所介護（デイサービス）
日中、介護が必要な高齢者をデイサービスセンターなどでお預かりし、入浴や食事などを提供するサービスです。

通所介護（デイケア）
病院や老人保健施設に通ってリハビリテーションを行うサービスです。

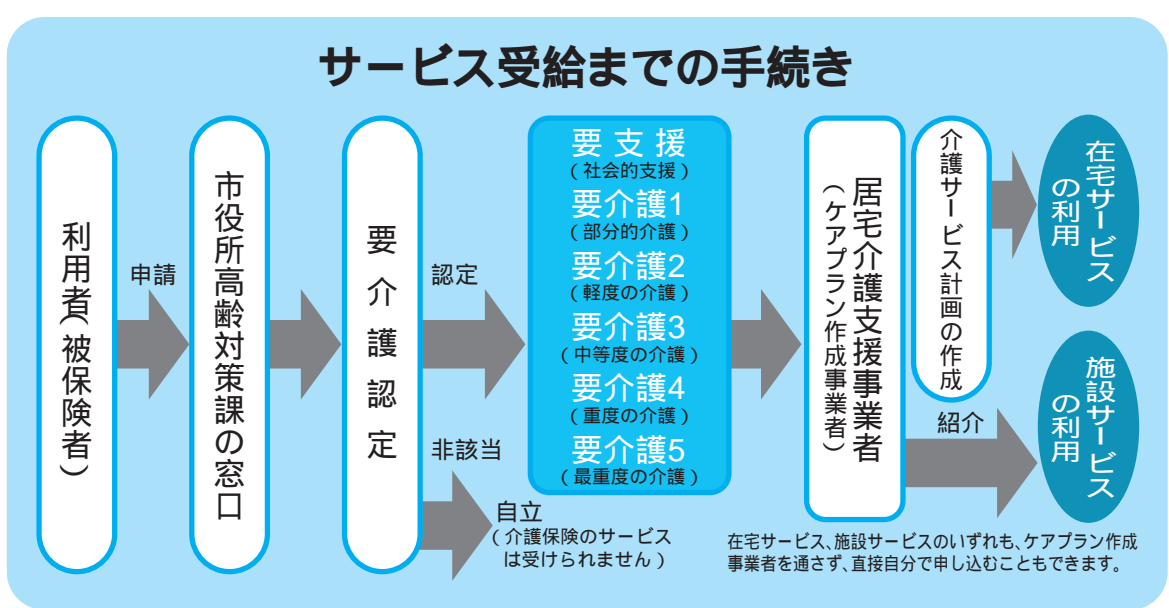
いよいよ「介護保険制度」がスタートしました。介護保険の開始に伴い、今までに市が行ってきた高齢者への保健・福祉サービスは、一定のサービスを除き介護保険サービスに移行します。今回は、介護保険制度の概要を紹介するとともに、制度開始に伴う保健・福祉サービスについて紹介します。

要介護認定の申請はお済みですか？
介護保険のサービスを受けるためには、あらかじめ要介護認定を受ける必要があります。要介護認定では、寝たきりや痴ほう症など介護が必要な状態かどうかだけでなく、介護の手のかかり具合（要介護度）も併せて判定します。申請の対象となるのは、介護が必要な状態の六十五歳以上（昭和十年四月一日以前生れ）の方と、介護保険法に

「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出はお済みですか？
具体的にサービスを利用するためには、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に相談し、自分に合った「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成して各サービスの事業者と契約を結ぶことが必要です。要介護・要支援の判定を受けた方や、認定申請をされた方ですぐにサービスを利用される方は、依頼する事業者を決め、計画の作成を依頼するとともに、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市に提出してください。事業者など詳しくは担当へお問い合わせください。

現在、ご自宅などで介護を受けている方や市の福祉サービスをご利用の方だけでなく、老人保健施設をご利用の方（入所・通所）や、介護力強化病院（老人病院など）などの医療機関に入院の方も、介護保険証を添えてお早めに申請してください。

具体的には、居宅介護支援事業者（ケアマネジャー）に相談し、自分に合った「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成して各サービスの事業者と契約を結ぶことが必要です。要介護・要支援の判定を受けた方や、認定申請をされた方ですぐにサービスを利用される方は、依頼する事業者を決め、計画の作成を依頼するとともに、「居宅サービス計画作成依頼届出書」を市に提出してください。事業者など詳しくは担当へお問い合わせください。



認定結果の種類とサービスの利用限度額

要介護認定では、日常生活や介護に支援が必要かどうかだけでなく、どのくらいの介護が必要か（要介護度）についても判定します。要介護度によって、利用できるサービスの限度額は次のとおりです。

要介護度	心身の状態	利用限度額の目安(月額)
要支援	基本的には、日常生活の能力があるが、入浴などに一部介助が必要	62,200円
要介護1(部分的な介護)	立ち上がりや歩行が不安定 排せつ、入浴などに一部介助が必要	168,200円
要介護2(軽度の介護)	立ち上がりや歩行などが自力では困難 排せつ、入浴などで一部または全体の介助が必要	197,600円
要介護3(中等度の介護)	立ち上がりや歩行などが自力ではできない 排せつ、入浴、衣服の着脱などで全体の介助が必要	271,400円
要介護4(重度の介護)	排せつ、入浴、衣服の着脱など日常生活に全面的介助が必要	310,500円
要介護5(最重度の介護)	意思の伝達が困難 生活全般について全面的介助が必要	363,600円

非該当 介護保険サービスは利用できませんが、市の保健・福祉サービスが利用できます。

県内の介護サービスに関する情報をインターネットでも

居宅介護支援事業者（ケアプランを作成するところ）の指定状況など介護に関するさまざまな情報をインターネットで見ることができます。

かながわ福祉情報
コミュニティホームページ

ホームページアドレス
<http://www.rakuraku.or.jp/>

あなたも参加しませんか！

機能訓練会 四十雀倶楽部

市では、皆さんの健康維持・増進のために老人予防事業の一つとして機能訓練会「四十雀倶楽部」を実施しています。これは、六十五歳以上の方と四十歳以上で障害のある方を対象に、身近な地域で対象者が参加して行なわれています。今の時代に必要なのは「介護を受けないで済む」すなわち「楽しく年を取るための備え」ではないでしょうか。今月からは、小学校の空

お役立ち情報満載！ さまインフォメーション

4						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

市内の催しや行政情報などは、『インターネットのホームページ <http://web.infoweb.ne.jp/city-zama/>』、『座間テレホンニュース』☎046(251)9000でもご案内しています。



固定資産評価審査委員会からのお知らせ

平成12年1月1日以降、地方税法の改正により、固定資産課税台帳の登録事項に関する審査の申し出ができる期間が「縦覧の初日」から「納税通知書の交付を受けた日後30日」までとなり、申し出ができる事項は、登録された「価格」のみに変更になりました。

担当 固定資産評価審査委員会事務局(市民税課内) ☎046(252)8004

暮らしの情報「市民便利帳」を配布します

市では、このほど、暮らしの情報「市民便利帳」を改訂し4月1日より自治会を通じてご家庭に配布します。

この冊子には、市民の皆さんに日常生活の手引書として活用していただくため、最新の情報が分かりやすく紹介されています。

なお、自治会に未加入の方は、市役所1階市民情報コーナー、市役所各出張所、市公民館、北・東地区文化センター、市立図書館、各コミュニティセンターに配置しますのでご利用ください。

担当 市民情報課 ☎046(252)8321・FAX046(255)3550

ひまわり公園テニスコートが月曜日も開場します

これまで月曜日は休場していたひまわり公園テニスコートを、4月から開場します(年末年始は除く)。より多くの皆さんのご利用をお待ちしています。

担当 スポーツ課 ☎046(252)8162・FAX046(252)4311

福祉に関する論文・標語を募集

課題 福祉について思っていること、実際に体験したこと、また市に提言したいこと

応募資格 市内在住・在勤・在学者
応募規定 論文=400字詰め原稿用紙5枚以内 標語=一人1点(いずれも自作品で未発表のもの)

応募方法 作品に住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号を明記し、〒228-8566市役所社会福祉課まで郵送

または持参
応募期限 5月31日
なお、応募いただいた作品は返却いたしません。

担当 社会福祉課 ☎046(252)7122・FAX046(256)3600

児童扶養手当制度をご存知ですか

この制度は、両親の離婚や父親の死亡などによって、父と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育している母子家庭などに、扶養手当を支給するものです。該当すると思われる方は、担当へお問い合わせください。

担当 児童課 ☎046(252)7201・FAX046(252)7043

小・中学校の就学費用を援助

市では、小・中学生の保護者で経済的に困りの方を対象に、就学費用の一部を援助しています。

内容は、学用品費をはじめ校外活動、修学旅行、給食、医療費など。援助の対象となる所得金額は、夫婦と子供2人の場合、年収約350万円以下の世帯です。

ご希望の方は、4月28日までに、申請書を学校または担当へ提出してください。

担当 教育委員会総務課 ☎046(252)8347・FAX046(252)4311

手数料条例の一部が改正されました

市民の皆さんが、普段官公庁などへの申請時に必要な各種の証明書などは、いろいろな法律などの根拠に基づき発行し、手数料をいただいておりますが、地方分権一括法の施行に伴い、各種手数料の額については、一部の手数料を除き、市が金額を定めることができるようになりました。

担当 財政課 ☎046(252)8404・FAX046(255)3550

狂犬病予防注射の手数料について

法律などの改正により、4月1日から狂犬病予防のための予防注射や犬の登録などに要する手数料は次の金額のとおり、市で徴収することになりました。

詳しくは担当へ。
犬の登録手数料 1件3000円
狂犬病予防注射済票の交付手数料 1件550円
犬の鑑札の再交付手数料 1件1600円
狂犬病予防注射済票の交付手数料 1件340円

担当 市民健康課 ☎046(252)7213・FAX046(252)7043

平成12年度第1回危険物取扱者試験受験準備講習会

とき 5月20日午前9時30分~午

後5時
ところ 市文化福祉会館3階ホール
対象 乙種第4類および丙種受験者

定員 50人(先着順)
受講料 9000円(テキスト代含む)
申込方法 4月10日から市消防本部予防課指導係へ直接申し込み(土曜・日曜日、祝日は除く)

受講申請書は市消防本部および東・北分署に用意してあります。

担当 市消防本部予防課 ☎046(256)2211・FAX046(256)2215

平成12年度第1回危険物取扱者試験

とき 6月11日(日)
ところ 東海大学湘南校舎(平塚市北金目1117)

試験の種類 甲種・乙種全類・丙種
受験資格 乙・丙種については、受験資格の制限はありません

申込方法 4月17日から5月8日[当日消印有効]までに〒231-0015 横浜市中区尾上町5-80神奈川中小企業センター7階(財)消防試験研究センター神奈川県支部あて郵送
願書は市消防本部および東・北分署に用意してあります。

担当 市消防本部予防課 ☎046(256)2211・FAX046(256)2215

ホームヘルパー2級養成研修講座

とき 5月11日~7月18日(火)までの全25回午前9時~午後4時
ところ 市文化福祉会館

内容 高齢者と身体障害者の介護に必要な基礎的な知識と技術を学習する(老人ホームなどでの実習あり)
対象 在宅福祉サービスに従事する方および就労を希望する方
定員 35人(多数抽選)

受講料 35000円(テキスト代含む)
申込方法 往復はがきに講座名、住所、氏名、年齢、電話番号、志望動機を記入の上、4月10日[当日消印有効]までに〒228-0021市内緑ヶ丘6-1-11市社会福祉協議会あて郵送

なお、同講座修了者には、厚生省の定める「ホームヘルパー2級課程修了証書」が交付されます。

担当 市社会福祉協議会 ☎046(251)4117・FAX046(251)4119

はり・きゅう・マッサージ助成券の配布について

市社会福祉協議会では、75歳以上の方を対象に、市からの委託を受け「はり・きゅう・マッサージ助成券」を今年も各老人憩いの家にて配布いたします。

《配布日程・会場》
4月5日=座間老人憩いの家 6日=立野台・相武台老人憩いの家 7日=栗原・相模が丘老人憩いの家 11日=入谷・ひばりが丘老人憩いの家、いずれの会場も午前9時30分~午後3時

4月の相談日 相談はいずれも無料です

区分	とき	ところ
法律(予約制)	13・20・27日 今月は第2木曜日午前9時~正午と第3・第4木曜日午後1時30分~4時30分(予約制/電話可)3日午前8時30分~今月分を受け付け	3階相談室(法務相談は3階第1会議室) 法律相談は、いずれも定員7人になり次第、締め切ります。
法務(人権・戸籍・登記)	11日 毎月第2火曜日 午前9時~正午	
行政	20日 毎月第3木曜日 午前9時~正午	担当 市民生活課☎046(252)8218
年金	10日 毎月第2月曜日 午前10時~午後3時	1階国保年金課内 担当 国保年金課☎046(252)7035
駐留軍職者	20日 毎月第3木曜日 午前10時~午後3時	ふれあい会館2階 担当 産業課☎046(252)7604
高齢者	20日 毎月第3木曜日 午前9時~午後3時	4階第1会議室 担当 高齢対策課☎046(252)7127
婦人	20日 毎月第3木曜日 午前10時~午後3時	1階児童課内 担当 児童課☎046(252)7201
結婚	1・8・15・22日 今月は第1~第4土曜日 午前9時~午後3時	市文化福祉会館 担当 市文化福祉会館☎046(251)4117
消費生活	4・7・11・14・18・21・25・28日 毎月第1~第4火・金曜日 午前10時~正午と午後1時~3時30分	3階相談室(詳細については、担当へお問い合わせください) 担当 市民生活課☎046(252)8218
母子生活	毎週月~金曜日 午前9時~午後3時	1階児童課 担当 児童課☎046(252)7201
青少年	毎週月~金曜日 午前9時~午後4時	市立青少年センター内 青少年相談室 担当 青少年相談室☎046(256)0907
教育	毎週月~金曜日 午前10時~午後4時	市立青少年センター内 教育研究所 担当 教育研究所☎046(256)1939

30分
4月12日以降は、印鑑をお持ちの上、市社会福祉協議会事務局(市文化福祉会館内)までお越しください。

交付枚数一人年間6枚(申請月により枚数が減ります)

なお、対象となる方には、日程・会場などを記入した案内を4月上旬に郵送します。

担当 市社会福祉協議会
☎046(251)4117・FAX046(251)4119

市立図書館蔵書点検に伴う休館のお知らせ

市立図書館では、4月5日から14日まで、特別館内整理のため休館させていただきます(公民館、東・北地区文化センターの各図書室は4月7日が休みとなります)

この特別館内整理は、1年間でのような本が行方不明になったか点検する作業です。この作業を行うことによって、データがより正確になり、利用者確実に本を届けることができるようになります。

期間中は、公民館、東・北地区文化センター各図書室および広域サービスが利用できる県央地区8市1町1村の各図書室をご利用ください。

また、蔵書点検前の4月4日までは貸出期間が3週間となります。長期にわたる休館で、皆さんには大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

担当 市立図書館
☎046(255)1211・FAX046(252)5704

市立図書館 ひまわり号巡回日程

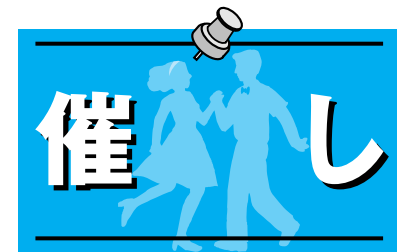
ひばりが丘南児童館 = 1日・15日午後2時30分~3時30分 NTT大塚本町アパート = 19日午前10時30分~11時30分 中原小学校 = 19日午後2時30分~3時45分 東原共同住宅 = 20日午前10時30分~11時30分 入谷小学校 = 20日午後2時30分~3時45分 相模が丘4丁目多目的広場 = 21日午前10時30分~11時30分 東原小学校 = 21日午後2時30分~3時45分 栗原小学校 = 26日午後2時30分~3時45分 小松原1丁目第2多目的広場 = 27日午前10時30分~11時30分 相模野小学校 = 28日午後2時30分~3時45分

雨天の場合は巡回を中止し、学校への巡回は時間が変更になることがあります。

担当 市立図書館
☎046(255)1211・FAX046(252)5704

4月に納めるのは

国民年金保険料(第1期)
最寄りの指定金融機関、市役所または各出張所で納めてください。
使用料などもお忘れなく。



催促

市公民館
☎046(255)3131 FAX046(252)2776

公民館ふれあい農園
とき 4月16日~平成13年3月18日までの原則毎月第3日曜日の全

12回午前9時30分~正午
内容 畑の土作り、苗の植え方、育て方までの行程を実習を通して学びます

講師 園芸研究家 金崎公哉さん
対象 市内在住・在勤者(親子での参加可)

定員 20人(先着順)
参加費 年間7000円(苗、種子、肥料代)

申込方法 4月14日までに直接または、電話かファクスで同館へ

東地区文化センター
☎046(253)0781 FAX046(253)0789

平成12年度あすなろ大学新入生募集

テーマ 自己の可能性を求めて
とき 4月21日~平成12年3月23日までの毎週金曜日午後1時30分~3時30分(ただし、見学・特別講義は別日程)

内容 「高齢者にとっての生涯学習とは-あすなろ大学の未来-」時事講座「成人病でも楽しく生きる」「相手の気持ちを考えた自己表現」「大航海ゼミ」「座間の福祉サービス」しめ飾り作り「健康体操」ほか

講師 駒沢大学講師長谷川孝さん、桜美林大学教授瀬沼克彰さん、厚木商業高校教諭片岡剛夫さん、栄養士杉山恵子さん、ちよっぴり先生ほか

対象 60歳以上の市民で継続して出席できる方

定員 30人(多数抽選)
受講料 無料(教材費ほか500円、見学など自己負担)

申込方法 4月15日までに直接または電話かファクスで担当へ

子どもおはなし会
とき 毎週水曜日午後3時30分~4時

内容 絵本の読み聞かせ、素話、手遊び、紙芝居など

申込方法 当日直接会場へ

市立青少年センター
☎046(253)8411 FAX046(259)2163

ゴスペルを歌ってみませんか

テーマ 歌でコミュニケーションをしよう!
とき 4月9日~8月13日(日)午後1時30分~3時、発表会は5月13日午後3時30分~・8月20日(日)時間未定、全13回

内容 ボイストレーニングからゴスペルを歌うまで

講師 ジャズシンガー 山本愛さん

対象 中学1年生以上の青少年(原則)

定員 30人(先着順)
費用 無料

申込方法 4月8日までに直接または電話で同センターへ

フラダンスを楽しむ
テーマ 海で気持ち良く踊ってみよう!

とき 4月15日~8月16日(水)午後2時~4時、発表会は8月20日(日)時間未定、全12回
内容 フラの基礎から曲に合わせて踊るまで
対象 幼稚園年長児と30歳までの親子5組、小学1年~4年生10人、小学5年生~青少年20人
定員 40人(先着順)
費用 無料(ただし、ムーブメント料は自己負担)

申込方法 4月14日までに直接または電話で同センターへ



年金事務非常勤職員募集

募集人員 1人
応募資格 18歳以上45歳未満の健康な方

業務内容 一般年金事務
勤務期間 5月1日~平成13年3月31日

勤務時間 月曜~金曜日午前9時~午後3時30分

賃金 時給700円~900円(経験年数により異なる)

選考方法 面接、健康診断
応募方法 4月10日までに市販の履歴書(写真添付)に必要事項を記入し本人が直接担当へ持参

担当 国保年金課
☎046(252)07035



不用品バンク

担当 市民生活課
☎046(252)8218

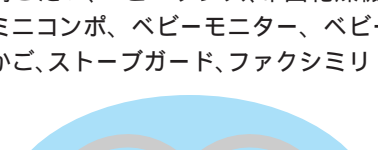
譲ります

リュック・制服(やなせ幼稚園)、ハイチェアー、wowowデコーダー、ルームランナー、事務用机、ステレオ、ベビーバス、ベビー布団、シングルベッド

希望します
幼稚園制服(ひばりが丘・やなせ・孝道・豊泉) ベビーカー、ハイチェアー、パソコン、ベビーカー(双子用・A・B) 自転車(16~26インチ) 子供用補助付自転車、ジュニアカーシート、ベッド(二段・三段・ベビ)

洗濯機、掃除機、フルート、チャイルドカーシート、冷蔵庫、剣道防具一式、剣道着、食器棚、テレビ、大人用三輪自転車、プランコ、カラーモニターテレビ、ピアノ、パソコン台、空手用防具一式、圧力なべ、ジュニア布団、ビーチパラソル、テーブルイス、家具調こたつ、ベビータンス、布団乾燥機、ミニコンボ、ベビEMONITOR、ベビ

かご、ストーブガード、ファクシミリ



サークル会員募集

詩吟サークル
とき = 毎月第1、第2、第3土曜日午後7時~9時

ところ = 座間児童館
内容 = 漢詩などの朗読を楽しむ
対象 = どなたでも 会費 = 月額2000円

連絡先 = ☎046(253)0581(井上)

幼児クラブ
とき = 毎週金曜日午前10時30分~11時30分

ところ = ひばりが丘・小松原児童館
内容 = 親と子のコミュニケーション(いも掘り、クリスマス会など季節ごとの行事、3カ月に1回お誕生日会)
対象 = 満2歳~未就園児 会

費 = 1500円(学期ごと変更あり) 連絡先 = ☎046(258)0246(玉造)

親子おもしろ科学クラブ

とき = 毎月第3土曜日午後2時~4時

ところ = 栗原小学校解放教室
内容 = 空手を基礎から学び健康な体をつくる
対象 = 小学生~一般男女 会費 = 月額2000円(入会金2000円)

連絡先 = ☎046(254)0581(和田) ☎046(253)9454(渡辺) いずれも午後6時以降

空手道教室
とき = 毎週日曜日午後5時~7時

ところ = 相模が丘小学校体育館
内容 = 日本近現代史の学習
対象 = どなたでも 会費 = 月額100円

連絡先 = ☎046(257)2124(谷本)

吟翠会
とき = 毎月第2・第4木曜日午後1時~4時

ところ = 市公民館
内容 = 詩吟の練習
対象 = どなたでも(初心者歓迎)
講師 = 吟道学院教授小川翠龍さん

会費 = 月額2000円 連絡先 = ☎046(252)1612(伊藤)

<体操サークル>ほつびんぐ・きつづ
とき = 毎週水曜日午後3時~4時

ところ = 市立青少年センター
内容 = ~メインはこども!ときどきお母さんといっしょに~ボール・なわなどをつかったリズム体操、飛んだり跳ねたり

走ったりと、身体を動かしながら楽しく遊びます
指導者 = 日本ジャズ体操指導者連盟会員杉町喜代子さん

対象 = 幼稚園児(3歳~6歳児) 会費 = 月額2000円(入会金1000円) 連絡先 = ☎046(251)4875(林)

子ども卓球サークル
とき = 毎月第1・第3・第5土曜日午後1時15分~3時

ところ = 市立青少年センター
内容 = 卓球の練習、ゲームを楽しむ
対象 = 小学3年~6年生

会費 = 月額500円 連絡先 = ☎046(740)0139(正田)

女性コーラス「すぎなコーラス」
とき = 毎週木曜日午後1時~3時

ところ = 東地区文化センター
内容 = 合唱を楽しむ
対象 = どなたでも(初心者歓迎)

会費 = 月額3000円 連絡先 = ☎046(255)3196(真田)

座間陶芸会
とき = 毎月第2土曜・日曜日午後1時~4時

ところ = 市立青少年センター
内容 = 基礎からの陶器づくり

対象 = どなたでも(10人、先着順)
会費 = 月額500円(別に材料費あり)
連絡先 = ☎046(251)3454(根本)

コーア・シュバツエン
とき = 毎月2回日曜日午前10時~午後1時

ところ = 市公民館
内容 = 小さな宗教曲を中心に、主にアカペラで歌う少人数の混声合唱グループ

対象 = 各パート 会費 = 月額2000円 連絡先 = ☎046(256)0021(永井)

社交ダンス「ひなぎく」の会
とき = 毎週金曜日午前10時30分~正午

ところ = 市文化福祉会館または市公民館
内容 = 社交ダンスの基礎(初・中・上級)から学びながら仲間づくり
対象 = どなたでも(初心者・年配者歓迎)
会費 = 無料体験後に決定
無料体験 = 4月7日市文化福祉会館で午前10時30分~正午(電話予約)
連絡先 = ☎09(1761)0100(河口)

